特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 桶川市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
	F0		-	順位	15.000	順位 16	7.000		0.400
1		エチルベンゼン	5	14	15,600	24	7,200	0	8,400
1		塩化第二鉄	1	1	1,700	3	1,700	0	0
1	80	キシレン	7	14	373,700		13,700	0	360,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1		180,000		180,000	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	14	120,000	9	120,000	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	14	600	28	600	0	0
1	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジア ミン(別名 テトラエチレンペンタミン)	1	14	1,100		1,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	3	261,700		5,700	0	256,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	7	9,700	18	0	0	9,700
1	300	トルエン	7	1	1,095,980	1	190,980	0	905,000
1	308	ニッケル	1	14	390,000	2	390,000	0	0
1	349	フェノール	1	14	47,000	12	47,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	14	2,000	22	2,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	303,000	4	0	0	303,000
1	393	ベタナフトール	1	14	28,000	15	28,000	0	0
1	400	ベンゼン	4	5	56,000	11	0	0	56,000
1	405	ほう素化合物	1	14	3,000	21	3,000	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	14	6,600	19	6,600	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	14	2,000	22	2,000	0	0
1	420	メタクリル酸メチル	1	14	500	29	500	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	14	860	27	860	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	2	8	44,500	13	44,500	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	74,700	10	74,700	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	14	1,300	25	1,300	0	0
3	21	硝酸	2	8	6,200	20	6,200	0	0
3	35	メタノール	2	8	157,000	8	157,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	14	10,000	17	10,000	0	0
3		メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	8	245,800	6	245,800	0	0
3		 硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	39,000	14	39,000	0	0
		合計	_	_	3,477,540	_	1,579,440	0	1,898,100
		ны			5,477,540		1,579,440	0	1,090,100

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 :事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量:事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に 移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。